

平成28年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成28年8月定例教育委員会提出案件

(平成28年8月19日提出)

(議案事項)

議第29号	平成28年度9月補正予算（第2号）について	P 1
議第30号	中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部改正について	P 13
議第31号	中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	P 19
議第32号	平成29年度教育関連の政府予算に係る要請書について	P 27
議第33号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P 29

平成28年度9月補正予算（第2号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年8月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,966,679	16,291	3,982,970
	1 総務管理費	3,235,460	16,291	3,251,751
3 民生費		16,534,159	105,335	16,639,494
	1 社会福祉費	7,758,492	107,345	7,865,837
	2 児童福祉費	6,597,943	2,010	6,595,933
4 衛生費		2,866,865	2,924	2,863,941
	1 保健衛生費	1,766,897	2,924	1,763,973
6 農林水産業費		2,132,996	79,022	2,212,018
	1 農業費	1,623,109	78,946	1,702,055
	2 林業費	352,717	76	352,793
7 商工費		533,744	4,055	537,799
	1 商工費	533,744	4,055	537,799
8 土木費		4,503,350	270,410	4,773,760
	2 道路橋りょう費	2,029,158	43,100	2,072,258
	3 河川費	107,812	36,200	144,012
	5 都市計画費	1,631,327	191,110	1,822,437
10 教育費		3,935,123	308,285	4,243,408
	1 教育総務費	730,040	1,307	731,347
	2 小学校費	1,085,112	50	1,085,162

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	238,875	100	238,975
	5 社会教育費	727,724	306,828	1,034,552
11 災害復旧費		13	122,715	122,728
	1 農林水産施設災害復旧費	4	100,815	100,819
	2 公共土木施設災害復旧費	9	21,900	21,909
14 予備費		100,000	100,000	200,000
	1 予備費	100,000	100,000	200,000
歳出合計		41,708,219	1,003,189	42,711,408

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	河川費	排水路整備事業費（三光支所）	18,300
民生費	社会福祉費	山国社会福祉センター（仮称）整備事業費	88,397

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
内部情報システム機器借上料	平成34年度まで	88,042千円以内
行政ネットワーク機器借上料	平成33年度まで	90,782千円以内
新歴史民俗資料館（仮称）新設事業	平成30年度まで	954,291千円以内

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山国社会福祉センター (仮称) 整備事業	88,300	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
農業振興事業	12,100			
公園新設事業	116,800			
小幡記念図書館 管理事業	7,900			
新歴史民俗資料館(仮 称)新設事業(都市再 生整備計画事業)	161,400			
農地及び農業用施設 災害復旧事業	6,900			
林業用施設 災害復旧事業	15,500			
河川堤防 災害復旧事業	4,500			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
バス運行事業	90,800	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀その他)	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 及び大分 県につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものによ る。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還もし くは低利 に借換え することが できる。	91,500	補正前に 同じ		
児童福祉施設整備事業	68,000				27,100			
道路橋りょう 新設改良事業	292,500				333,100			
社会資本整備事業	423,400				430,300			
街路事業	81,100				82,100			
和田コミュニティーセン ター(仮称)建設事業	1,700				2,300			
臨時財政対策債	1,400,000				1,296,208			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	6 土木費県補助金	31,548	2,700	34,248
	10 災害復旧費県補助金	0	32,175	32,175
17	寄附金	78,302	150	78,452
	1 寄附金	78,302	150	78,452
	5 教育費寄附金	300	150	450
18	繰入金	1,799,252	599,959	1,199,293
	1 基金繰入金	1,798,361	618,873	1,179,488
	1 財政調整基金繰入金	918,261	611,462	306,799
	6 ふるさとなかつ応援基金繰入金	78,032	7,411	70,621
	2 特別会計繰入金	891	18,914	19,805
	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	18,786	18,787
	2 介護保険事業特別会計繰入金	1	31	32
	8 小規模集合排水事業特別会計繰入金	0	97	97
19	繰越金	1	740,546	740,547

節		説 明	
区 分	金 額		
		6次産業化ネットワーク活動交付金	76,228
		農地担い手交付金事業補助金	274
		農地耕作条件改善事業補助金	7,000
		県内飼料利用拡大対策事業費補助金	965
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金	24,500
		大分県地域活力づくり活動支援事業補助金	5,184
		担い手確保支援事業費補助金	600
		産地育成対策事業費補助金	5,243
		産地パワーアップ事業費補助金	68,907
3 河川費補助金	2,700	市町村営急傾斜地崩壊対策事業補助金	2,700
1 林業用施設災害復旧費補助金	32,175	林道災害復旧事業費等補助金	32,175
2 小学校費寄附金	50	小学校図書指定寄附金	50
5 幼稚園費寄附金	100	幼稚園図書指定寄附金	100
1 財政調整基金繰入金	611,462	財政調整基金繰入金	611,462
1 ふるさとなかつ応援基金繰入金	7,411	ふるさとなかつ応援基金繰入金	7,411
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	18,786	国民健康保険事業特別会計繰入金	18,786
1 介護保険事業特別会計繰入金	31	介護保険事業特別会計繰入金	31
1 小規模集合排水事業特別会計繰入金	97	小規模集合排水事業特別会計繰入金	97

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	繰越金	1	740,546	740,547
	1 繰越金	1	740,546	740,547
20	諸収入	421,124	4,886	426,010
	5 雑入	326,001	4,886	330,887
	3 雑入	325,980	4,886	330,866
21	市債	4,431,600	204,508	4,636,108
	1 市債	4,431,600	204,508	4,636,108
		1 総務債	260,100	700
	2 民生債	937,300	47,400	984,700
	4 農林水産業債	158,500	101,900	56,600
	6 土木債	925,900	165,300	1,091,200
	8 教育債	468,400	169,900	638,300
	9 臨時財政対策債	1,400,000	103,792	1,296,208
	10 災害復旧債	0	26,900	26,900

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	740,546	繰越金	740,546
9 雑入	4,886	農業者年金業務費委託金 185 特別障害者手当等給付費国庫負担金（過年度分） 15 緑の募金交付金 75 電気通信線路等移設補償金 986 介護給付・訓練等給付費国庫負担金（過年度分） 541 農地中間管理事業業務委託金 150 後期高齢者医療制度事業費補助金 2,931 仮想ブラウザ利用負担金 3	
1 総務管理債	700	バス運行事業債	700
1 社会福祉債	88,300	社会福祉施設整備事業債	88,300
2 児童福祉債	40,900	児童福祉施設整備事業債	40,900
1 農業債	101,900	営農飲雑用水整備事業債 114,000 地域振興作物支援対策事業債 12,100	
1 道路橋りょう債	47,500	道路橋りょう新設改良事業債 40,600 社会資本整備事業債 6,900	
3 都市計画債	117,800	公園新設事業債 116,800 街路事業債 1,000	
4 社会教育債	169,900	新歴史民俗資料館（仮称）新設事業債（都市再生整備計画事業） 161,400 和田コミュニティーセンター（仮称）建設事業債 600 小幡記念図書館整備事業債 7,900	
1 臨時財政対策債	103,792	臨時財政対策債	103,792
1 農林水産施設災害復旧債	22,400	農地及び農業用施設災害復旧事業債 6,900 林業用施設災害復旧事業債 15,500	
2 公共土木施設災害復旧債	4,500	河川堤防災害復旧事業債	4,500

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,935,123	308,285	4,243,408	130,200	169,900	1,011	9,196
	1	教育総務費	730,040	1,307	731,347			1,161	2,468
	2	事務局費	462,248	1,307	463,555				1,307
	3	教育振興費	259,425	0	259,425			1,161 繰入金	1,161

節		説明	
区分	金額		
1	報酬	1,080	003 事務局事業費
9	旅費	227	1 報酬 (嘱託事務員報酬)
			9 旅費 (費用弁償)
			財源更正

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,935,123	308,285	4,243,408	130,200	169,900	1,011	9,196
	2	小学校費	1,085,112	50	1,085,162			50	0
		1 学校管理費	304,522	50	304,572			50 寄附金	

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	50	001 小学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費)	50 50 (50)

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,935,123	308,285	4,243,408	130,200	169,900	1,011	9,196
	4	幼稚園費	238,875	100	238,975			100	0
		1 幼稚園費	238,875	100	238,975			100 寄附金	

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	100	002 幼稚園管理事業費 11 需用費 (消耗品費)	100 100 (100)

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,935,123	308,285	4,243,408	130,200	169,900	1,011	9,196
	5	社会教育費	727,724	306,828	1,034,552	130,200	169,900		6,728
		2 公民館費	116,536	1,635	114,901		600 市債		2,235
		3 図書館費	200,712	8,075	208,787		7,900 市債		175
		4 文化財保護費	119,895	300,388	420,283	130,200 国庫支出金	161,400 市債		8,788

節		説明	
区分	金額		
7	賃金	001 公民館管理事業費	1,635
		7 賃金 (臨時職員賃金)	1,635 (1,635)
12	役務費	002 小幡記念図書館管理事業費	8,075
		12 役務費 (手数料) (自動車損害保険料)	76 (10) (66)
18	備品購入費	18 備品購入費 (移動図書館車)	7,992 (7,992)
27	公課費	27 公課費 (自動車重量税)	7 (7)
8	報償費	013 新歴史民俗資料館(仮称)新設事業費(都市再生整備計画事業)	300,388
		8 報償費 (指導謝礼)	82 (82)
9	旅費	9 旅費 (費用弁償)	33 (33)
11	需用費	11 需用費 (消耗品費)	102 (50)
13	委託料	13 委託料 (印刷製本費)	2,588 (50)
15	工事請負費	15 工事請負費 (工事管理委託料)	297,583 (297,583)
		15 工事請負費 (本体工事) (電気設備工事) (機械設備工事)	297,583 (297,583) (297,583) (297,583)

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年8月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び 中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部 を改正する条例の概要

1. 提案理由

10月1日から耶馬溪地域では一部の路線バスを除き、コミュニティバスを運行させることに伴い、コミュニティバスを利用し通学する児童生徒の定期代が現行より低額となり、現行補助制度では、コミュニティバスと路線バスで通学する児童生徒の保護者負担額の均衡が保てないため、条例改正を行うもの。

2. 内容

○小学校

- ・1か月の通学費のうち、1,000円を超える額を補助に改めるもの（改正前：通学費の2/3に相当する額の補助）
- ・生活保護世帯に準じる家庭については、通学費の実費分を補助する旨を追加するもの

○中学校

- ・1か月の通学費のうち、2,000円を超える額を補助に改めるもの（改正前：1か月の通学費のうち、6,600円を超える額を補助）

3. 施行期日等

施行期日 平成28年10月1日から施行

なお、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間は、コミュニティバスは試行期間として運賃を無料で運行するため、保護者負担はコミュニティバス利用者0円、路線バス利用者小学生6,000円/中学生12,000円となる。

議第 号

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部改正について

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部を改正する条例

(中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例の一部改正)

第1条 中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例(平成16年中津市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 交通機関を利用して通学する場合

ア 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める家庭のものの通学費の実費

イ ア以外のもの 1か月の通学費のうち、1,000円(片道のみ交通機関を利用して通学する場合は500円)を超える額

(中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例の一部改正)

第2条 中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例(平成16年中津市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ウ中「6,600円」を「2,000円(片道のみ交通機関を利用して通学する場合は1,000円)」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

説 明

遠距離通学指定の児童及び生徒において、コミュニティバスで通学する者と路線バスで通学する者との間の保護者負担額の均衡を図るため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 補助金の額は、対象児童の通学方法が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>交通機関を利用して通学する場合</u></p> <p>ア <u>生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める家庭のもの</u> <u>の通学費の実費</u></p> <p>イ <u>ア以外のもの 1か月の通学費のうち、1,000円（片道のみ交通機関を利用して通学する場合は500円）を超える額</u></p> <p>(2) 交通機関がなく徒歩で通学する場合 通学に要する通学用品（規則で定めるものに限る。）の購入に係る費用のうち市長が定める額</p> <p>2 前項第1号に定める補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>第3条 補助金の額は、対象児童の通学方法が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>交通機関を利用して通学する場合 交通機関の利用に係る費用の3分の2に相当する額</u></p> <p>(2) 交通機関がなく徒歩で通学する場合 通学に要する通学用品（規則で定めるものに限る。）の購入に係る費用のうち市長が定める額</p> <p>2 前項第1号に定める補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

新旧対照表

○中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象生徒の通学方法が次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 交通機関を利用して通学する場合</p> <p>ア 通学距離が4キロメートル以上6キロメートル未満であって、身体の障害若しくは特別な事情により自転車での通学が困難であると学校長が認めるもの 年額10,000円</p> <p>イ 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める家庭のものの 通学費の実費</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの 1か月の通学費のうち、<u>2,000円（片道のみ交通機関を利用して通学する場合は1,000円）</u>を超える額</p> <p>(2) 自転車を利用して通学する場合 年額10,000円</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象生徒の通学方法が次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 交通機関を利用して通学する場合</p> <p>ア 通学距離が4キロメートル以上6キロメートル未満であって、身体の障害若しくは特別な事情により自転車での通学が困難であると学校長が認めるもの 年額10,000円</p> <p>イ 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める家庭のものの 通学費の実費</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの 1か月の通学費のうち、<u>6,600円</u>を超える額</p> <p>(2) 自転車を利用して通学する場合 年額10,000円</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 一の家庭において前項第1号ウに該当するものが2人以上通学する場合は、2人目以降の対象生徒については、同号ウ中「6,600円」とあるのは「<u>2,200円</u>」とする。</p>

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年8月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1. 提案理由

10月1日から耶馬溪地域では路線バスを廃止し、コミュニティバスを運行させることに伴い、今後、バス停留所の変更等が考えられることから改正を行うもの。

2. 内容

○中学校

- ・別表で指定していた停留所を自宅から最も近い停留所と表記を改めるもの

○小学校

- ・中学校の改正に伴い、停留所の表記を改めるもの

3. 施行期日等

施行期日 平成28年10月1日から施行

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則及び中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則(平成17年中教規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 補助金の額は、対象児童(条例第2条に規定する対象児童をいう。以下同じ。)の自宅から最も近い停留所(中津市教育委員会(以下「委員会」という。)の認定を受けたものに限る。)から当該児童の在学する中津市立小学校(以下「在学校」という。)から最も近い停留所までの区間のバスの定期乗車券(以下「定期券」という。)の額に相当する額とする。

(中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則(平成17年中教規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第3条第1項」を「条例第3条」に改める。

第4条を次のように改める。

(停留所の指定)

第4条 条例第5条の規定により指定する停留所は、対象生徒(条例第2条に規定する対象生徒をいう。以下同じ。)の自宅から最も近い停留所(委員会の認定を受けたものに限る。)から当該生徒の在学する中津市立中学校から最も近い停留所までの区間にある停留所とする。

第5条中「(条例第2条に規定する対象生徒をいう。以下同じ。)」を削る。
別表を削る。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例施行規則（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（交通機関を利用して通学する場合）</p>	<p>（交通機関を利用して通学する場合）</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2 補助金の額は、対象児童（条例第2条に規定する対象児童をいう。以下同じ。）の自宅から最も近い停留所（中津市教育委員会（以下「委員会」という。）の認定を受けたものに限る。）から当該児童の在学する中津市立小学校（以下「在学校」という。）から最も近い停留所までの区間のバスの定期乗車券（以下「定期券」という。）の額に相当する額とする。</p>	<p>2 補助金は、対象児童（条例第2条に規定する対象児童をいう。以下同じ。）の自宅から最も近い停留所（中津市教育委員会（以下「委員会」という。）の認定を受けたものに限る。）から当該児童の在学する中津市立小学校（以下「在学校」という。）の最寄りの停留所までの区間のバスの定期乗車券（以下「定期券」という。）とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

新旧対照表

○中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例施行規則（条例第2条関係）

改正後	改正前		
<p>(補助金の月割り)</p> <p>第2条 条例第3条 _____の規定により年額で定める補助金は、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、当該補助金の額を12で除して得た額に委員会が必要と認める月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とすることができる。</p> <p>(停留所の指定)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により指定する停留所は、対象生徒（条例第2条に規定する対象生徒をいう。以下同じ。）の自宅から最も近い停留所（委員会の認定を受けたものに限る。）から当該生徒の在学する中津市立中学校から最も近い停留所までの区間にある停留所とする。</p> <p>(申請手続等)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする対象生徒 _____の保護者は、委任状（様式第1号）により、次に掲げる事務に関する権限を対象生徒の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）に委任するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(補助金の月割り)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定により年額で定める補助金は、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、当該補助金の額を12で除して得た額に委員会が必要と認める月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とすることができる。</p> <p>(停留所の指定)</p> <p>第4条 <u>交通機関としてバスを利用する場合に利用できる停留所は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(申請手続等)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする対象生徒 <u>(条例第2条に規定する対象生徒をいう。以下同じ。)</u>の保護者は、委任状（様式第1号）により、次に掲げる事務に関する権限を対象生徒の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）に委任するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p>		
<p>_____</p>	<p>在学<u>学校</u></p>	<p><u>在学学校の最寄の停留所</u></p>	<p><u>利用できる停留所</u></p>

改正後	改正前		
	耶馬溪中学校	耶馬溪中学校前	鷹丸 百田 竹の弦 原井団地 原井 山移 持田 八木蒔 耶馬 溪平原 嶋良温泉前 上嶋良 深 耶馬溪駐車場前 耶馬溪温泉セン ター前 深耶馬溪温泉 一つ家 軍艦岩 錦雲峽 床波 行広 飛 瀬 山浦 提鶴 上提鶴 青少年 旅行村入口 温泉プール入口 伊 福 中伊福 下伊福 下越 舞野 白土 中の原 両畑 桧原山登山 口 江渕入口 一ツ戸 中畑（上 ノ川内集落のみ） 大野 上大野 津民支所前 津民保育園前 矢形 落合 赤松 三坪 鳴 両午 中 村 土井 川原口 永岩小学校前 東の前 小屋の原 森の木 相の 原 柁木 辻 高塚 清水 屋敷 原 坂山 萩原 奥畑 尾川内 力石 竹野 八瀬 中野 朝登 上福土 平田（木ノ子、辻り集落 のみ）

平成29年度教育関連の政府予算に係る要請書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年8月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中教学 第 号
平成 28 年 8 月 19 日

大分県教育委員会教育長 殿
大分県教育庁中津教育事務所長 殿

中津市教育委員会
教育委員長 水谷 良之

**少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元
及び制度の拡充を図るための、平成 29 年度政府予算に係る要請書について**

貴職におかれましては、大分県教育行政推進につきまして、平素から格段のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては、地方教育行政の一層の振興を図るため、財政厳しい折ではありますが、下記について要請いたしますので、趣旨についてご理解いただくとともに、実現に向けた早急なる対応について配意願います。

記

- 1、少人数学級を推進するとともに、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 2、教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年8月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(平成 27 年度対象)

I はじめに

1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

(1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

(2) 実施方法

①対象期間

平成 27 年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、第四次中津市総合計画（平成 20 年 12 月策定）及び中津市教育振興基本計画（平成 21 年 3 月策定、平成 27 年 5 月改訂）に基づき各種施策を推進しており、平成 27 年度は重点的な 42 項目について点検・評価を行いました。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用に当たっては、教育委員や現職教員・事務局職員ではない者で、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（文教経済委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成 (80%以上)
4	着実に進捗 (相当程度達成・79~60%)
3	やや不十分 (59~40%)
2	不十分 (39~20%)
1	抜本的見直しが必要 (19~0%)

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

II 点検・評価

1. 施策名と評価一覧

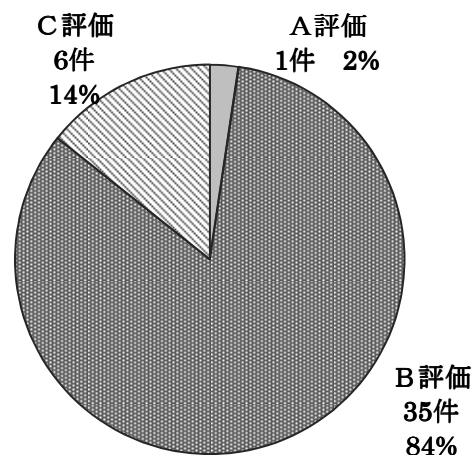
施策別 基本目標	基本姿勢		施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
教育委員会の充実	教育委員会の活性化	1	教育委員会活動の充実	4	B	教育総務課
	教育行政の推進	2	市民等の意見・要望の反映	4	B	学校教育課
施設設備 (学校施設の安全・安心な 環境整備)	学校施設耐震化対策及び学習環境の整備	3	耐震補強及びトイレ設備改修、空調設備整備の計画的推進	4	B	教育総務課
学びの基礎を培う学校教育 (一人ひとりを大切にす る教育)	国際化教育	4	国際化に対応できる人材育成	4	B	学校教育課
	幼(保)小中(高)連携	5	幼稚園教育の充実	4	B	学校教育課
		6	小1プロブレム・中1ギャップの改善	4	B	学校教育課
	学力向上対策	7	授業改善による学力向上対策	4	B	学校教育課
		8	小中連携による学力向上対策	4	B	学校教育課
		9	学びのススメ塾・学びのススメ英検塾	4	B	学校教育課
		10	地域の教育資源の活用推進	4	B	学校教育課
		11	情報教育の推進	3	C	学校教育課
	不登校ゼロの学校づくり	12	不登校未然防止と適応指導教室の充実	4	B	学校教育課
		13	いじめ問題対策	4	B	学校教育課
	特別支援教育の充実	14	教育補助員の拡充	4	B	学校教育課
	授業力向上	15	教職員研修の充実	4	B	学校教育課
	学校適正規模・適正配置の指針検討	16	小規模小学校適正配置の検討	3	C	耶馬溪教育 C 教育総務課

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学校と家庭の連携	家庭教育の充実	17 P T Aとの連携強化	3	C	学校教育課
		18 生活習慣、学習環境、 家庭学習	3	C	学校教育課
		19 家庭教育力の向上	3	C	社会教育課
施設設備 (その他の施設整備)	コミュニティー センター	20 コミュニティーセン ターの計画的建設	4	B	社会教育課
学びつづける生涯学習 (郷土に誇りを持つ市民)	中津市地域協育 振興プラン推進 事業	21 中津市地域協育振興 プラン推進事業	4	B	社会教育課
		22 放課後こども教室 (土曜教室、放課後 チャレンジ教室)	4	B	社会教育課
	「郷土愛教育」循 環システムの構 築	23 ワンパク！たんけん 中津	4	B	社会教育課
		24 なかつキッズ・サイ エンス	4	B	社会教育課
		25 三保小学校人形劇ク ラブの育成	4	B	社会教育課
		26 福澤諭吉記念事業	4	B	社会教育課
		27 公民館活動における 地域のふるさと学習	4	B	社会教育課
		28 中津市生涯学習大学 「中津学」	3	C	社会教育課
		29 なかつ学びんびっく (子ども中津検定)	4	B	社会教育課
		30 偉人シリーズ、マン ガ本の発刊	4	B	文化財課
文化芸術の香るまち (文化・芸術活動の推進)	図書館の充実	31 利便性の向上	5	A	小幡記念 図書館
		32 学校図書館との連携	4	B	小幡記念 図書館
	文化・芸術活動の 推進	33 芸術文化事業 (木村記念美術館)	4	B	小幡記念 図書館

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
文化芸術の香るまち (文化・芸術活動の推進)	歴史、文化の継承	34 展示施設の計画的な整備と利用促進	3	B	文化財課
	旧城下町地区史跡等活用	35 史跡等整備工事、説明板・誘導サイン設置、中津城イベント実施	3	B	文化財課
健康づくり (生涯にわたるスポーツ振興「心豊かで健康な生活を」)	スポーツ施設の充実	36 スポーツ施設の計画的な整備	4	B	体育・給食課
		37 スポーツ施設の利用促進	4	B	体育・給食課
	スポーツの振興	38 生涯スポーツの推進	4	B	体育・給食課
	学校保健・体育の充実	39 学校保健・体育環境の充実	4	B	学校教育課
健康な体づくり (安全安心でおいしい学校給食)	地産地消の推進	40 生産者(団体)との連携	4	B	体育・給食課
	食育の推進	41 児童生徒、保護者への啓発	4	B	体育・給食課
	施設・設備の改修	42 調理場機械、器具等の更新	4	B	体育・給食課

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価1件、B評価35件、C評価6件となりました。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。その結果、評価ランクの割合は、A評価への到達は非常に厳しくなっており、1施策のみとなっています。

A評価を受けた施策は、「図書館の充実－利便性の向上」で、利用者の利便性を考慮した開館時間の変更に取り組んだことや、図書館電算システムの更新により自動貸出機の設置また図書館内の空調及びトイレ改修、駐車場の増設など図書館利用者に対しての環境整備が格別に向上する取り組みが行われました。

また、B評価の割合が昨年の31施策から35施策となり着実に成果を上げてきている優れた取り組みが評価されています。

今後も、より高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続していきたいと考えています。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学COC+推進機構 特任教授 中川忠宣

今回の点検・評価については、教育行政の担当者が重点施策への取り組みを計画的に実施しており、自己評価及び総合評価による点検・評価の内容は適切であると考えます。各施策が教育の推進にとって重要であり、継続的な施策を年次計画で実施している事業、現代的な課題に緊急に対応することが求められる事業等が適切に計画され、その事業成果を上げていると評価でき、具体的な数値等がそのことを裏付けていると考えられます。また、努力の成果が表れなかった取り組み、予算等の関係で次年時以降に持ち越された事業等に関しても自己評価がなされており、平成28年度以降の具体的な取り組みの充実を期待します。

教育委員会は生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する役割を担うことから、学校教育に偏らず、全ての市民を対象とした施策の検討と、教育委員会事務局への指示・指導及び全市民を対象とした情報収集と情報提供が求められます。よって、学校教育以外の教育を担当する、社会教育委員会議を中心とした社会教育行政等との連携を進めるなどの更なる取り組みを期待します。

現在の子どもたちの教育課題は多岐にわたっており、学校教育のみでの対応は非常に難しい現状があります。子どもたちの課題の背景となる様々な要因は、家庭や地域社会の教育力の低下に起因するものは少なくありません。学校教育で担うべき教育内容は大きな比重を持っていますが、学校教育だけでは対応できない課題も多くあることから、教育活動全体の協働の推進を期待します。

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(木)	:	議会開会			
	:	小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
2日(金)	:				
3日(土)	:				
4日(日)	:				
5日(月)	:				
6日(火)	:				
7日(水)	:				
8日(木)	:				
9日(金)	:				
10日(土)	9:00	第69回大分県民体育大会 開会式及び競技開始(12日まで)	ダイハツ九州ア リーナ他	体育・給食課	教育長他
11日(日)	:	運動会	山移小	学校教育課	
12日(月)	:				
13日(火)	:				
14日(水)	:				
15日(木)	:				
16日(金)	:				
17日(土)	:	体育大会	本耶馬溪中	学校教育課	
18日(日)	:	体育大会	山国中	学校教育課	
19日(月)	:				
20日(火)	:				
21日(水)	:	議会一般質問(～9/26)			
22日(木)	:	体育大会	緑ヶ丘中・東中 津中・三光中	学校教育課	
23日(金)	:				
24日(土)	:				
25日(日)	:	運動会	真坂小・山口小・ 深水小・城井小・ 下郷小・津民小・ 三郷小	学校教育課	
26日(月)	:				
27日(火)	:				
28日(水)	:				
29日(木)	19:00	第69回大分県民体育大会 中津市選手団解団式	グランプラザ中津 ホテル	体育・給食課	教育長他
30日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	:	議会最終日			

※運動会 10/1(土)…北部小・豊田小・三保小・沖代小・秣小

10/2(日)…小楠小・大幡小・如水小・今津小

8月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日（月）	：	校長面談(5日まで)		中津スタンダード、学力向上議論
2日（火）	9：00	図書館休館日の学習スペース開放 第1回 (17:00まで)→8月中	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	初めての取組み、学校司書と連携
	：	中高生ステップアップ講座ディベート大会	耶馬溪サニーホール	初めての取組み
3日（水）	：	中高生ステップアップ講座ディベート大会	小幡記念図書館	
4日（木）	9：00	中津市体育協会耶馬溪支部長杯ゲートボール大会	柿坂ゲートボール場	
6日（土）	：	サマーインジャパン	東九州龍谷高校	ハーバード学生との交流
7日（日）	10：00	プールで水上スキー体験・安全教室	耶馬溪海洋センター	
9日（火）	：	県教委等への要望活動(PTA)		市長が初めて出席、総務部長へも
	：	アーカイブズ講座開講式		市民参加は初めて、13日まで
10日（水）	：	夏期授業改善講座		NIE関係
11日（木）	：			
12日（金）	：			
13日（土）	：			
14日（日）	：			
15日（月）	：	耶馬溪校との協議		連携について協議
16日（火）	9：00	図書館休館日の学習スペース開放 第3回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
17日（水）	：			
18日（木）	：	教育長協議会		報告
19日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	
	13 30	小学生 夏休み工作あそび教室 『びゅんびゅんごまがまわったら』	小幡記念図書館 研修室	
21日（日）	：	慶應大学入学センターが市内高校へ説明会		福澤の精神を広める取組みの一貫
	：	福澤旧邸寺子屋企画		初めて
22日（月）	：	行革・総合計画、内部会議		今後説明
23日（火）	9：00	図書館休館日の学習スペース開放 第4回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
24日（水）	：	中津わくわく英語広場(～8/26)	中津コミュニティセンター	
25日（木）	：	定例市議会議案発送(9/1議会開会)		
	19：00	第69回大分県民体育大会 中津市選手団結団式	中津市役所 3F大会議室	
26日（金）	：			
27日（土）	：	佐賀市との少年野球交流大会		
28日（日）	：			
29日（月）	9：00	夏休み子ども水上スキー・ウェイクボード 教室(～8/31)	耶馬溪アクアパーク	
30日（火）	9：00	図書館休館日の学習スペース開放 第5回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	